

第4期江府町障害福祉計画

【平成27年度～平成29年度】

平成27年2月

江 府 町

目次

第1章 計画の基本的な考え方	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	2
5. 基本目標	3
6. 施策の体系	4
第2章 障害者の現状等	
1. 障害者数	5
2. 主な障害福祉サービス利用状況	10
第3章 障害福祉サービスの数値目標等	
1. 平成29年度までの目標数値の設定	15
2. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	19
3. 地域生活支援事業	22
第4章 施策の展開	
1. サービスの充実	20
2. 生活環境の整備	20
3. 相談支援	21
4. 保健・医療	21
5. 雇用	22
6. コミュニケーション	22
7. 情報	23
8. 教育	23
第5章 計画の推進体制	
計画の推進体制	24

文末脚注

参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

※障がいの表記について

計画の文言において、「障害」と「障がい」の表記があります。

法律に関する用語（法の名称や法律に登場する表記、手帳の名称等）に関しては「障害」を、一般的な表記については「障がい」を使用します。

1. 計画策定の趣旨

近年、障がい者福祉を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

- ・平成12年 社会福祉法の成立（旧「社会福祉事業法」）
- ・平成15年 支援費制度の開始（措置制度から契約制度へ）
- ・平成16年 障害者基本法の改正
- ・平成18年 障害者自立支援法の施行
- ・平成22年 障害者自立支援法の改正
- ・平成23年 障害者虐待防止法成立
- ・平成25年 障害者総合支援法、障害者差別解消法の成立

障害者総合支援法等の概要

（基本理念）

法に基づく日常生活社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

1. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

2. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

3. 障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大
- ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③地域移行支援の対象拡大
- ④地域生活支援事業の追加（意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

4. サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③町は障害福祉計画を作成するに当たって障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

このように時代背景や社会情勢の変化に応じて法の改正が行われ、障害者施策も多様な

ーズに対応するため変化が求められています。そして新たな時代の障がい保健福祉施策の方向に対応した、江府町独自の指針が必要です。

また、江府町の障がいのある方福祉の現状に目を向けると、高齢化の進展や障がいの重度・重複化が進み、障がいをめぐる問題は複雑・多岐にわたり、障がい保健福祉施策は、多くの課題を抱えています。

こうした、江府町の障がいのある方を取り巻く課題の解決に向けた、様々な施策の取組みを総合的に推進するために、平成19年3月に「江府町障害福祉計画」（以下「第1期計画」という）を策定し、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の必要量を見込むとともに、見込み量を確保する方策を定めてきました。また、平成21年3月には第2期江府町障害福祉計画（以下「第2期計画」）を、平成24年3月には第3期江府町障害福祉計画（以下「第3期計画」）を策定しました。

国家の施策として更なる地域生活への移行や社会生活の充実が大きく打ち出されるなか、共生社会の充実に向けて推進していくためにも第3期計画の進捗状況を踏まえ平成27年度から平成29年度までの第4期江府町障害福祉計画を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条及び第89条に基づく市町村障害福祉計画^{※ⁱ}）として法位置付けます。

また江府町では平成18年に第4次総合計画を策定し、平成23年3月に前期分の反省を踏まえ後期分を作成し、発表しました。この計画の基本理念には「小さくても元気で明るい輝きのあるまちづくり」があり、この理念より7つの基本方針が策定されました。その1つに「だれもがいきいき暮らせるまちづくり」があります。第4期計画では、この第4次総合計画の基本方針を理念とし、現状からの課題を踏まえて諸問題の解決に向け目標設定をいたしました。

そして、目標設定に関しては国の指針^{※ⁱⁱ}や、鳥取県の障害福祉計画の考え方を踏まえたものとなります。

3. 計画の期間

本計画は、平成29年度を目標とし、平成18年度から平成20年度までの期間を第1期計画とし、平成21年度から平成23年度までの期間を第2期計画、平成24年度から平成26年度までの期間を第3期計画、平成27年度から平成29年度までを第4期計画とします。

また国や県の計画や社会的な動向によって、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

『だれもがいきいき暮らせる町づくり』

第4次江府町総合計画（後期分）の基本方針の1つであります。これは障がいの有無にかかわらず誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりを図ることを目的としています。ⁱⁱⁱ

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人権と個性を尊重し、地域移行を実現し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりを図ります。

5. 基本目標

基本理念にあるように、「障がいの有無にかかわらず誰もがお互いに人権と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくり」を目指すための構成要素として、安心して暮らすことができる生活環境と雇用、社会との相互理解があげられます。これを、理念を果たすための基本目標とします。

(1) 地域生活支援の充実と地域移行の推進

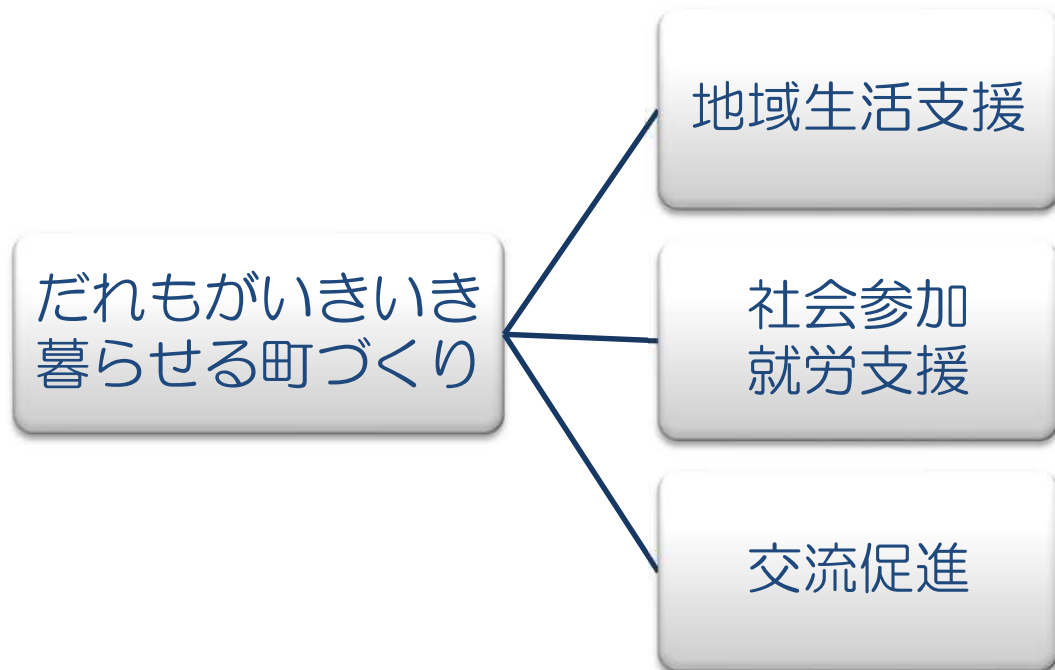
病院や施設からの地域移行をすすめ、障がいのある人が地域の中で安心・安全に生活できるように、必要な支援を行います。

(2) 社会参加・就労支援

障がいのある人が、自らの能力を発揮し、自己決定と自己選択のもとに、社会参加できるように支援を行います。また、経済的な自立を目指した就労支援を行います。

(3) 交流促進

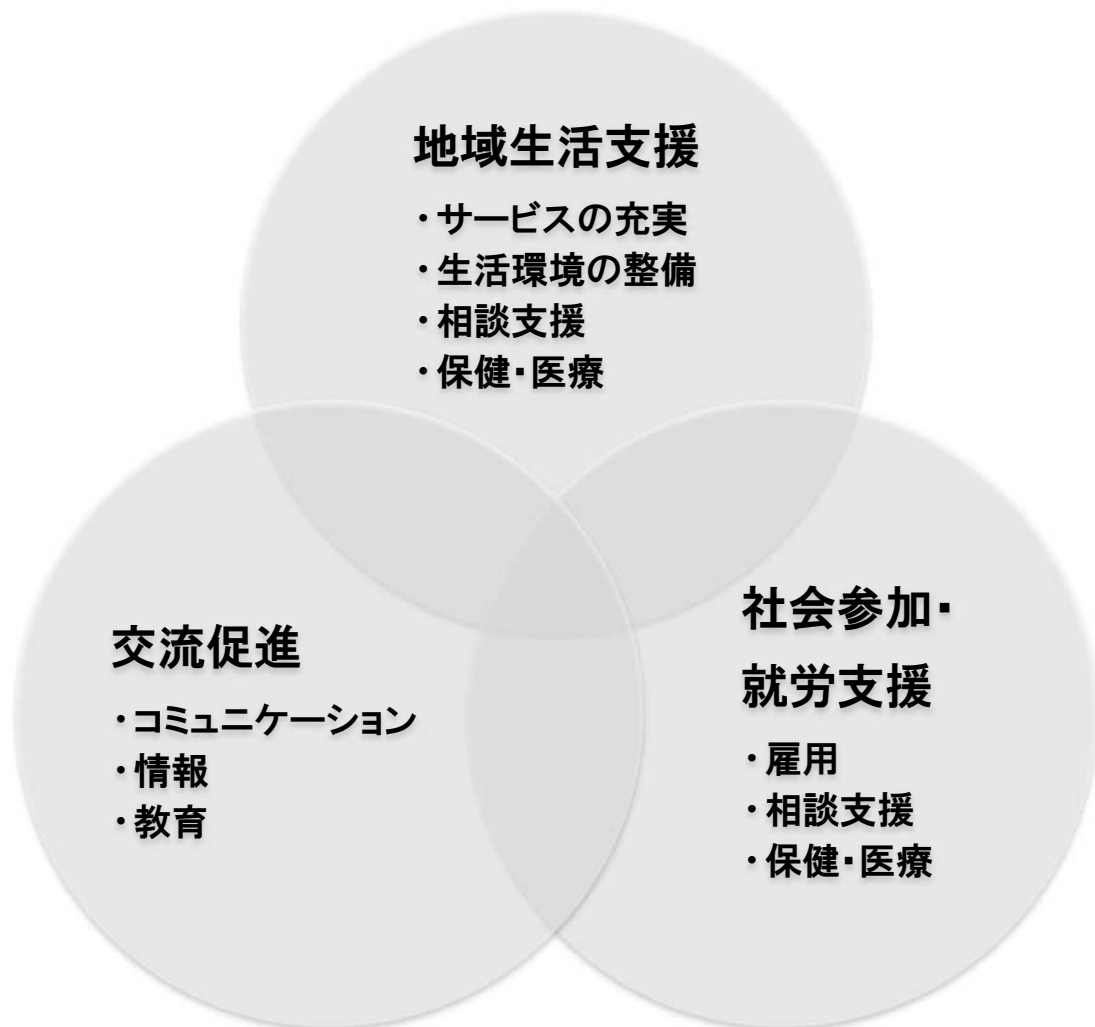
障がいのある、なしにかかわらず、お互いを理解、尊重し、協力し合うことができるよう、地域での交流やふれあいを促進します。



6. 施策の体系

以上の基本目標と第2章で紹介します江府町の現状と課題を踏まえて、以下の8つの施策を設定しました。

1. サービスの充実
2. 生活環境の整備
3. 相談支援
4. 保健・医療
5. 雇用
6. コミュニケーション
7. 情報
8. 教育



第2章 障がい者の現状等

1. 障がい者数

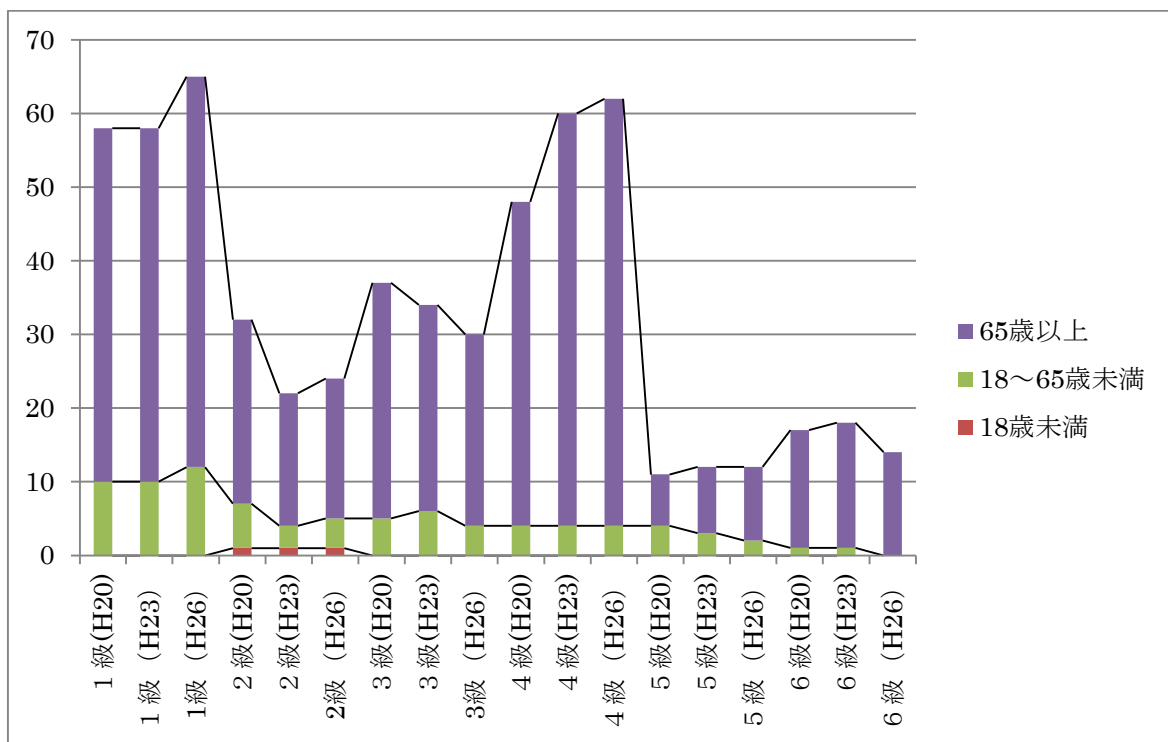
(1) 身体障がい者
「身体障害者手帳所持者数」

① 齢別・総合等級別

(単位：人・%)

総合等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	0	1	0	0	0	0	1 0.49%
18～65歳未満	12	4	4	4	2	0	26 13.23%
65歳以上	53	19	26	58	10	14	180 87.25%
計	65 28.43%	24 15.80%	30 10.78%	62 29.41%	12 5.88%	14 8.82%	207 100.00%

平成26年12月31日現在



身体障害者手帳の交付の状況については、第3期と比べて1人増加しました。

年齢別では、第3期と比べて18歳未満が変動なし、18歳から65歳が3人減、65歳以上が4人増となっています。この中では65歳以上の高齢者の割合が87.25%と9割に迫っています。

等級別では、4級が最も多く、次いで1級、最も少ないのが5級となっています。第3期との比較では3級の割合が7.4%減で、代わって4級の割合が5.8%増となっています。

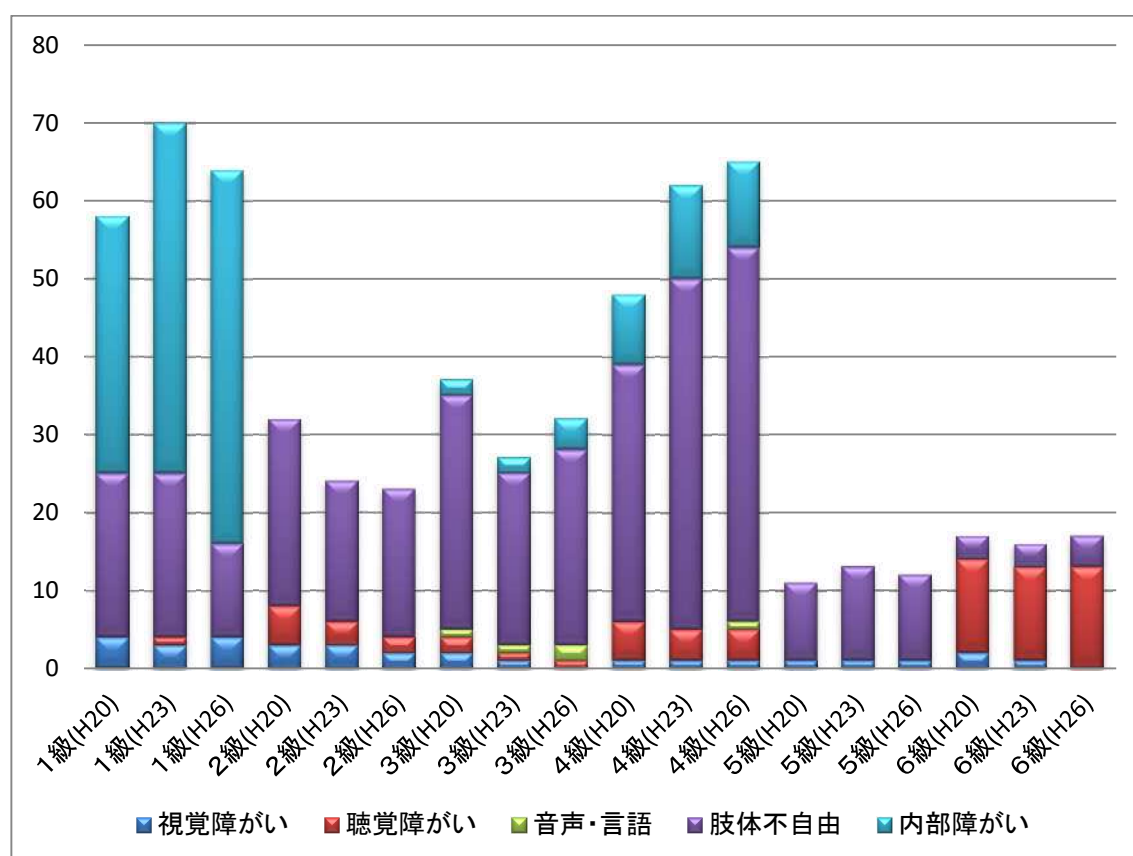
② 障がい種類別・個別等級別
身体障害者手帳所持者数

(単位:人・%)

区 分	重度		中度		軽度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	4	2		1	1		8
聴覚障がい		2	1	4		13	20
音声・言語			2	1			3
肢体不自由	12	19	25	48	11	4	119
内部障がい	48		4	11			63
計	64	23	32	65	12	17	213
構 成 比	30.0	10.8	15.0	30.5	5.6	8.1	100.0

(注)重複障がいの場合はそれぞれにカウント

平成26年12月31日現在



第3期との比較では、内部障がいの増加がさらに伸びています。特に1級の内部障がいが増加しています。内部障がいの中でも心臓機能障がいと腎臓機能障がいの増加は顕著となっています。

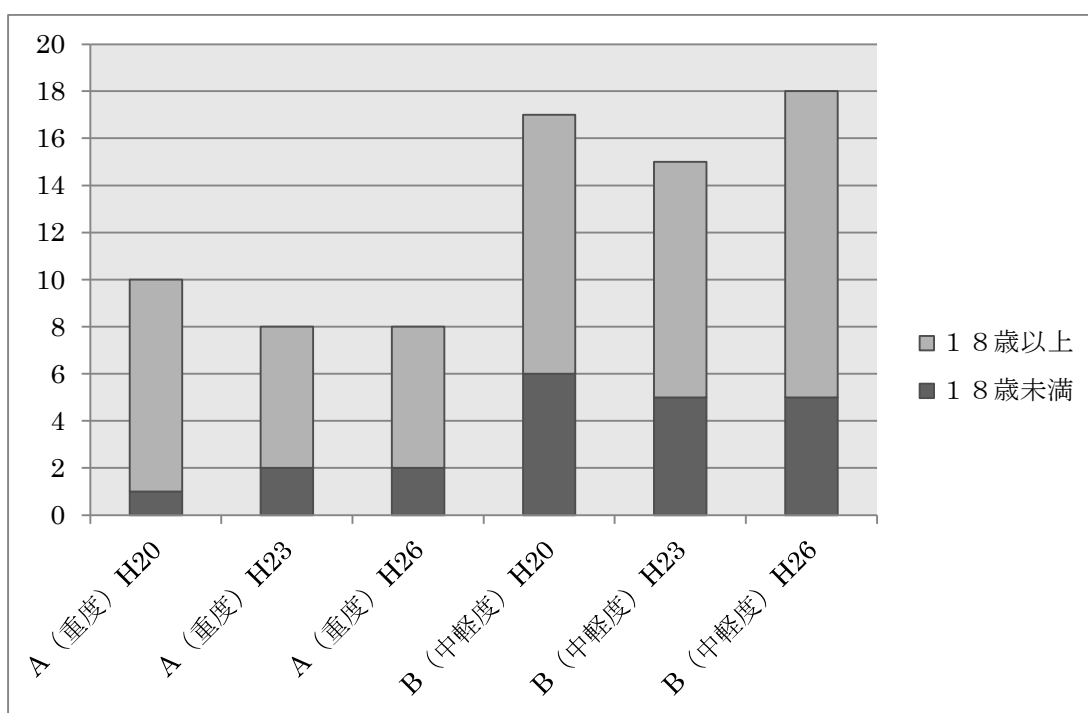
他の障がいでは、肢体不自由は総数が大きく変わらないものの、2級や3級の割合が低くなって、4級が増加の傾向が見られます。

聴覚障がいと視覚障がいに関しては、減となっており、また等級別で大きな変化は見られません。

(2) 知的障がい者

「療育手帳所持者数」
 (平成 26 年 12 月 31 日現在) (単位：人・%)

区 分	A (重度)	B (中軽度)	計
18歳未満	2	5	7
18歳以上	6	13	19
計	8	18	26
構 成 比	30.8	69.2	100.0



全体数は第3期と比べて3人増となっています。第2期と同じくらいの状況になっています。
 年齢別でみると18歳未満の手帳所持者の数は変わりませんが、18歳以上の中程度の手帳所持者が増えています。

(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

平成 26 年 12 月末日現在

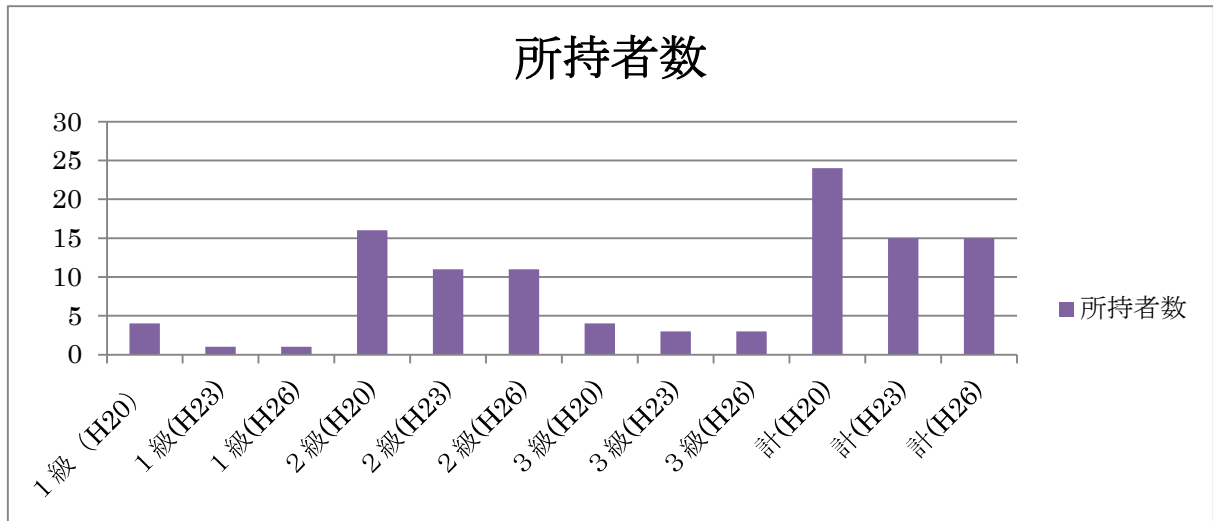
(単位：人・%)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
所持者数	1	11	3	15
構 成 比	6.7	73.3	20.0	100.0

※精神障がい者入院患者数 1 人（平成 26 年 12 月 31 日現在）

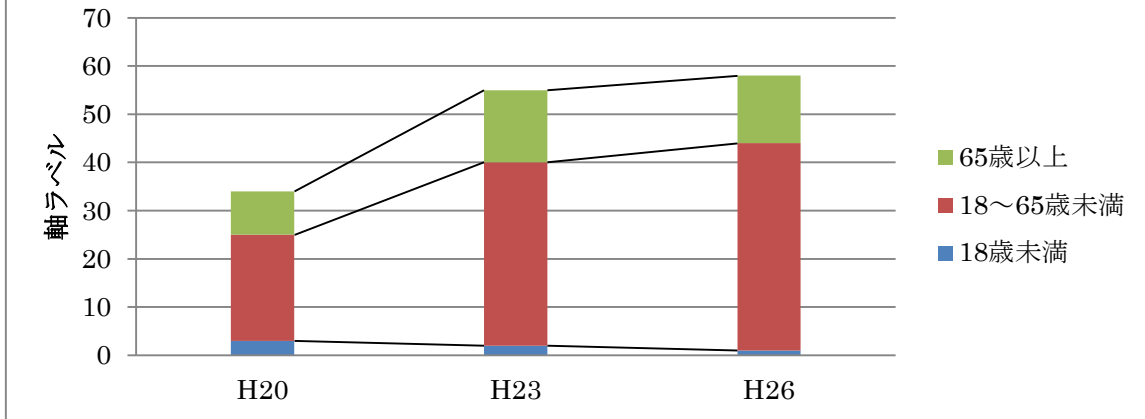
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 56 人（平成 26 年 12 月末日現在）

合計 71 人



精神障害者保健福祉手帳所持者は各等級ごとに 3 期と変わりありません。長期的な視点で見ると年齢階層別でも減少の傾向が見られます。

自立支援医療



自立支援医療受給者は18歳未満については減少していますが、18歳から65歳にかけては増加傾向です。64歳以上については第2期からの増加傾向は鈍化しました。しかし18歳から64歳については大幅な増加がみられます。とりわけ40歳代の受給者が多くなっています。

2. 主な障がい福祉サービス利用状況

障害福祉サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障がい福祉サービスは、日常生活に必要な介護等を受けられる「介護給付」と、自立生活に必要な訓練等を行う「訓練等給付」があります。

また、サービスの種類としては、在宅で訪問等を受けたりする「訪問系」サービスや、施設等に通所し利用する「日中活動系」サービス、施設等に入所する住まいの場としての「居住系」サービスがあります。

介護給付・訓練等給付

(1) 訪問系サービス

介護給付	1. 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	2. 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	3. 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	4. 重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います

サービス区分		項目	単位	目標	H24	H25	H26
					実績	実績	実績
訪問系	1	居宅介護	月間実利用者数	人	2	2	1
			月間総利用時間数	時間	60	13	10
	2	重度訪問介護	月間実利用者数	人	0	0	0
			月間総利用時間数	時間	0	0	0
	3	行動援護	月間実利用者数	人	1	1	1
			月間総利用時間数	時間	180	155	186
	4	重度障害者等包括支援	月間実利用者数	人	0	0	0
			月間総利用時間数	時間	0	0	0
	訪問系 計		月間実利用者数	人	3	3	2
			月間総利用時間数	時間	180	168	196

1. 居宅介護

利用者、利用時間ともに見込みよりも大きく下回っています。

町内に事業所が1つしかないため、積極的な利用がなされていないのが現状です。

2. 重度訪問介護

利用実績はありません。重度の方は入所施設に入られる傾向があります。

3. 行動援護

定期的な利用が1名あります。

鳥取県西部は全国的に見て行動援護の体制整備が進んでおり、利用が増える可能性があります。

4. 重度障害者等包括支援

利用実績はありません。重度訪問介護と同様に重度の方は町外の施設利用が多く、利用がありません。

(2) 日中活動系

介護 給付	5. 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
訓練 等 給 付	6. 自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	7. 自立訓練（生活訓練）	
	8. 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	9. 就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
10. 就労継続支援（B型）		
介護 給付	11. 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います
	12. 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

サービス区分		項目	単位	目標	H24	H25	H26
					実績	実績	実績
日 中 活 動 系	5	生活介護	月間実利用者数	人	6	8	8
			月間総サービス利用数	人日	140	168	166
	6	自立訓練（機能訓練）	月間実利用者数	人	0	0	0
			月間総サービス利用数	人日	0	0	0
	7	自立訓練（生活訓練）	月間実利用者数	人	0	0	0
			月間総サービス利用数	人日	0	0	0
	8	就労移行支援	月間実利用者数	人	0	0	0
			月間総サービス利用数	人日	0	0	0
	9	就労継続支援（A型）	月間実利用者数	人	1	1	2
			月間総サービス利用数	人日	30	15	38
	10	就労継続支援（B型）	月間実利用者数	人	15	11	12
			月間総サービス利用数	人日	310	179	220
11	療養介護	月間実利用者数	人	3	3	3	
12	短期入所	月間実利用者数	人	1	0	0	
		月間総サービス利用数	人日	20	0	0	

5. 生活介護

入所中の人、GH利用中の人利用しています。今後も継続して利用ニーズがあると考えられます。

6. 自立訓練（機能訓練）

7. 自立訓練（生活訓練）

8. 就労移行支援

23年度以降利用がなく、利用促進への方策を検討中です。

9. 就労継続支援（A型）

継続して1名の利用がありました。今後、就労移行支援からの利用を目指していきます。

10. 就労継続支援（B型）

新体系移行が完了し、第3期ではほぼ利用の増加は止まりましたが、利用日数は伸びています。

今後は町内に事業所を誘致するなど利用しやすい環境を整えていきたいと考えています。

11. 療養介護

継続して3名の方が利用されています。今後も利用の予定です。

12. 短期入所

26年に利用がありました。今後もニーズがあると考えられます。

(3) 居住系サービス

13、14. 共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
15. 障がい者支援施設での ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

サービス区分	項目	単位	目標	H24	H25	H26		
				実績	実績	実績		
居住系	13 グループホーム	月間実利用者数	人	10	0	1	9	
	14 ケアホーム	月間実利用者数	人		6	7		
	GH・CH 計		月間実利用者数	人	10	6	8	9
	15 施設入所支援	月間実利用者数	人	7	7	7	6	

13. グループホーム

22年度より利用がありますが、新体系移行に伴うものです。

14. ケアホーム

グループホーム同様新体系移行に伴う利用がほとんどです。

15. 施設入所支援

旧法から新体系への移行が完了し一時的に施設入所者が増加しました。GH等への地域移行が進んだ結果再度減少の傾向がみられています。ただ、GH入所者の高齢化や重度化が進行し増加する可能性もあります。県の掲げる目標数値と本人の状況を見ながら利用を検討します。

(4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業	16. 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	17. 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	18. 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います
	19. 相談支援事業	障がいのある人や障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。また利用計画の作成を行います
	20・コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳などの方法で意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。
	21. 日常生活用具給付	重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与します。
	22. 日中一時支援事業	日中活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び障がいのある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします

サービス区分	項目	単位	目標	H24	H25	H26	
				実績	実績	実績	
その他	16 移動支援	月間実利用者数	人	3	1	0	1
		月間総利用時間数	時間	12	28	0	23
	17 地域活動支援センター	月間実利用者数	人	5	0	0	0
	18 福祉ホーム	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	19 相談支援	月間実利用者数	人	28	5	15	24
	20 コミュニケーション	月間実利用者数	人	1	0	0	0
	21 日常生活用具	次ページ別表参照					
	22 日中一時支援	月間実利用者数	人	10	2	2	3

16. 移動支援

町内に事業所がないことなどから利用は1件と少ないのが現状です。
 ただ相談や問い合わせがありニーズがあるサービスのため今後も増加が見込まれます。

17. 地域活動支援センター

利用実績がありません。町内に事業所がないこと、周知が十分でないことが原因と考えられます。

18. 福祉ホーム

利用がありません

19. 相談支援

平成27年3月31日までにすべての障がい福祉サービス利用者に「計画相談」が義務付けられ、特定や指定相談支援事業所への相談支援のつなぎを行っています。

またサービスを利用していない人が相談する一般相談があります。これは5つの支援センターに委託しており、年間1,000件を超える実績があります。

20. コミュニケーション支援

利用の実績がありません。

21. 日常生活用具

次ページに詳細を記載しています。

22. 日中一時支援

現在定期的に利用されている人が3名あります。うち2名は者の利用で1名が児童の長期休業中となっています。

ニーズがありますが、受け入れの事業所が少ないため、利用の支援が必要になります。

(5) 児童サービス

23. 児童発達支援	児童発達支援及び治療を提供します
24. 放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
25. 保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を提供します。
26. 医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を提供
27. 障害児相談支援	障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。また利用計画の作成を行います

サービス区分	項目	単位	目標	H24	H25	H26
				実績	実績	実績
23 児童発達支援	実利用者数	人	2	0	0	0
	総利用時間数	時間	12	0	0	0
24 放課後等デイサービス	実利用者数	人	0	0	0	0
25 保育所等訪問支援	実利用者数	人	0	0	0	0
26 医療型児童発達支援	実利用者数	人	2	2	2	1
27 障害児相談支援	実利用者数	人	1	0	1	1

22～25 利用の実績がありません。

26. 定期的な利用が2件ありましたが、最終年は1件に減少しました。

27. 継続して児童発達支援を利用している人の計画相談を依頼しています。

3. その他の利用状況

(1) 特別障害者手当等受給者数

区分	人数	
	H23	H26
特別障害者手当	16	10
障害児福祉手当	2	2
経過的福祉手当	0	0
計	18	12

平成26年12月31日現在

特別障害者手当は第3期に比べて6人減、障がい児福祉手当は変化なしとなりました。

(2) 補装具・日常生活用具給付等状況（平成25年度実績）

区分	種 目	件 数			
		身体障がい者		障がい児	
		H22	H25	H22	H25
補装具	補聴器	2	3	0	0
	車いす	1	0	0	1
	電動車いす	1	0	0	0
	義足	1	0	0	0
	歩行器	0	0	0	0
	歩行補助杖	1	0	0	0
	装具等	1	0	0	0
	修理（補聴器・車いす等）	3	0	0	1
	小 計	10	3	0	2
日常生活用具 〈※ ^{iv} 〉	介護・訓練支援用具歩行支援用具	0	0	0	0
	排泄管理支援用具（ストマ用装具）	5	3	0	1
	在宅療養等支援用具（ネブライザー等）	0	0	0	0
	自立生活支援用具	0	0	0	0
	情報・意思疎通支援用具	0	0	0	0
	居宅生活動作補助用具	0	0	0	0
小 計	6	3	0	1	
合 計		16	6	0	3

補装具、日常生活用具に関しては、障がい児の利用は1件のみで、それ以外は身体障がい者の利用となっております。補聴器の購入が2件です。平成20年と比べると車いすの利用が増えましたが、それ以外はほぼ横ばいとなっております。高齢の方は介護保険の福祉用具購入・レンタルの利用をされていることが多い傾向が見られるため、利用が少なくなっています。

第3章 障がい福祉サービスの数値目標等

1. 平成29年度までの目標数値の設定

障がいがある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある方が、平成26年度末までに地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅等）へ移行する者の数値目標を設定します。

国の指針

平成29年度末までに、平成26年3月31日時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成25年度末時点の施設入所者数を4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

現在のところ、15名の入所者がいます。この入所者の方を地域移行へ進めていくために、在宅サービスや相談支援機能の強化を推進します。

項目	数値	備考
現入所者数 (A)	7人	平成26年12月31日の数（身体・知的）
平成29年度入所者数 (B)	6人	平成29年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 縮減見込み (A-B)	1人 (▲16.6%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行数	1人 (16.6%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等へ移行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の内、平成26年度中に一般就労へ移行する者の数値目標を設定します。

国の指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

一般就労は就労移行実績がありませんでした。今回は一般就労への移行を促進するため目標値を設定しました。

就労を継続して行えるよう、体制の整備をしていきます。

なお、入院中の精神障がい者の地域移行支援目標は第3期から県の計画において定めることになり、市町村計画に定めることは任意となりました。町においては詳細な数値把握が困難なため、数値目標を定めないこととします。実績は0名です。

項目	数値	備考
現在の一般就労移行者数	0人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	1人	平成29年度において施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	0人 0%	平成29年度末において、福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数・割合
【目標値】 就労継続支援事業の利用者のうちA型の利用者数	1人 10.0%	平成29年度末において、就労継続支援事業を利用する者のうち、A型を利用する者の数・割合

2. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

障がい福祉サービスの見込量

平成26年度までの各年度における障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

(1) 介護給付・訓練等給付

①各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

i) 訪問系サービス

サービス種別	27年度		28年度		29年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援	3人	180時間/月	3人	180時間/月	4人	190時間/月

ii) 日中活動系サービス

サービス種別	27年度		28年度		29年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
生活介護	6人	150人日/月	6人	150人日/月	6人	150人日/月
自立訓練（機能訓練）	0人	0人日/月	0人	0人日/月	0人	0人日/月
自立訓練（生活訓練）	1人	30人日/月	1人	30人日/月	1人	30人日/月
就労移行支援	0人	0人日/月	0人	0人日/月	0人	0人日/月
就労継続支援（A型）	1人	30人日/月	1人	30人日/月	1人	30人日/月
就労継続支援（B型）	15人	340人日/月	15人	340人日/月	16人	340人日/月
療養介護		3人/月		3人/月		3人/月
短期入所	2人	20人日/月	2人	20人日/月	2人	20人日/月

iii) 居住系サービス

サービス種別	27年度		28年度		30年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
共同生活援助		9人/月		10人/月		11人/月
施設入所支援		7人/月		7人/月		6人/月

i) 訪問系サービスについて

行動援護や訪問介護については定期的な利用があり、今後も増えることが考えられることから増加すると見込んでいます。

新規利用が推進されるよう地域で利用を促進できるようサービスのPRやニーズの掘り起こしを行います。

ii) 日中活動系サービスについて

1 生活介護

全体的な傾向としてサービス利用のニーズが高いことから利用の増加が考えられます。今後も

増加する傾向が考えられますので、サービスの確保に努めます。

2 自立訓練（機能訓練）

利用実績がなく今後も利用の見込みがないことから計画では見込み量を設定しませんでした。

3 自立訓練（生活訓練）

今まで実績がないので、今回は見込み量を設定しませんでした。

4 就労支援移行

第4章の1で挙げた通り過去の実績がなく、今回は見込み量を設定しませんでした。しかし一般就労移行の目標もあり、積極的な活用の支援をします。

5 就労継続支援（A型）

現在1名の利用があります。今後も継続して支援できるように考えております

6 就労継続支援（B型）

増加の傾向がみられるため利用が増えることを見込んで設定しております。

7 療養介護

現在利用の方が継続して利用されると考えられます。その量を見込んで設定しました。

8 短期入所

ニーズが多くあるサービスなので、2名の利用を見込んでいます。

iii) 居住系サービス

現在江府町で最もサービスニーズが高いサービスです。今後は、サービス量を確保しながら地域生活への移行を推し進めていきます。

②見込量の確保のための方策

i) 事業者への情報提供等

障がい福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

ii) グループホームやケアホームの設置促進

地域生活への移行を進めるため、障がいのある方等の地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）について、社会福祉法人やNPO法人等による設置を支援します。

（2）地域生活支援事業

①各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

	サービス種別	27年度		28年度		29年度	
		利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
地域生活支援事業	コミュニケーション支援		1人/月		1人/月		1人/月
	日常生活用具給付等事業		3件/月		4件/月		4件/月
	移動支援		3時間/月		3時間/月		4時間/月
	地域活動支援センター事業		0（か所）		0（か所）		1（か所）
	日中一時支援事業	3名	70時間/月	4名	80時間/月	5名	100時間/月

相談支援	計画相談支援		30人/月		31人/月		32人/月
	地域移行支援		0人/月		1人/月		1人/月
	地域定着支援		0人/月		1人/月		1人/月

②見込量の確保のための方策

i) 柔軟な事業実施

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域の特色に合った柔軟な事業実施を目指します。

ii) 広域的な事業実施

コミュニケーション支援事業や相談支援事業など、専門性の高いサービスの提供を効果的・効率的に実施するため、他市町村や県と連携し広域的なサービス基盤の整備を推進します。

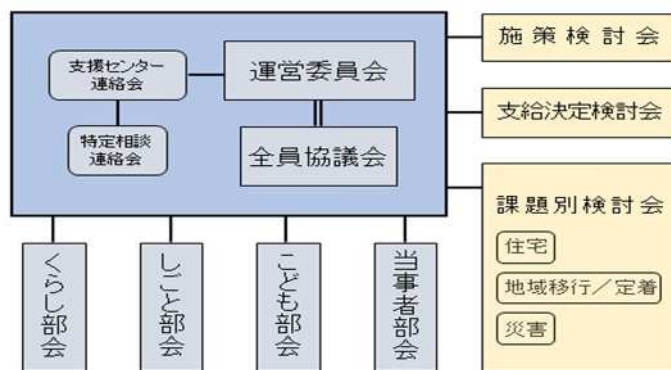
iii) 財源の確保

地域生活支援事業に関しての国から補助金は、人口規模などによって配分される仕組みになっており、事業量に応じた十分な補助金が確保できない可能性があります。国への要望を行うなど事業実施に必要な財源の確保に努めます。

☆鳥取県西部自立支援協議会

平成20年3月より、相談支援事業の推進やサービスの質の向上、利用者や家族、支援者の声を吸い上げて施策を作ること等、鳥取県西部地域の障がい福祉のシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として発足しました。平成26年4月1日現在では市町村、家族会、活動団体、福祉サービス事業者、相談支援事業者等161団体が参加しています。

江府町も参加しており、江府町にける課題の一つであるサービスの周知不足や相談支援事業の強化や地域課題の解決などについて話し合われている場であります。



(3) 児童サービス

①各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

サービス種別	27年度		28年度		29年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量

児童発達支援	20	人日分	20	人日分	40	人日分
	1	人	1	人	2	人
放課後等デイサービス	0	人日分	0	人日分	0	人日分
保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
医療型児童発達支援	1	人日分	1	人日分	1	人日分
障害児相談支援	2	人	2	人	3	人

②見込量の確保のための方策

児童発達支援については継続利用があるため、引き続いて利用できるように見込みを設定しました。医療型児童発達支援についても、過去の実績から利用が考えられるため1名の利用を見込みます。また、これらのサービスを利用するためにサービス等利用計画は必須であるため、相談支援は利用者分見込み量があり、これらについては、米子市内の事業所の利用ができるように支援します。

第4章 施策の展開

第1章で定義した理念や目標達成のため、また第3章で定めたサービスの見込み量や確保策の推進を行うため、8つの施策を展開します。

1. サービスの充実

江府町の障がい福祉の課題の一つに社会資源が不足していることが挙げられます。この問題を解決するためにも、サービスの充実、サービスに対する理解・福祉教育の充実、人材の確保・育成が重点課題であります。これらの解決のために以下の施策を推進します。

【施策の方向】

- 障がい福祉サービスの充実
障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。町内にサービス事業者が参入しやすいよう、支援を行います。人材についても県と協力しながら育成に努めます。
また、増加傾向にある精神障がい者に対するサービスの充実を図ります。
なお、サービスの種類ごとの目標数値については第3章で設定しています。
- 福祉教育等の推進
交流教育の実施などを通じて、障がいや障がいのある方に関する正しい理解を深める福祉教育の充実を推進します。
- 人材の育成・確保
障がいのある人のニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療など各分野で障がいのある人の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

2. 生活環境の整備

豊かな地域生活が送れるよう、住環境や交通、文化、緊急時の対応等について利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した整備を進めます。

【施策の方向】

- スポーツ・文化芸術活動の振興
障がいのある人が“楽しみ”や“生きがい”をもって暮らせるよう、スポーツ交流会や文化芸術教室の開催などに取り組みます。
- 住宅のバリアフリー化の推進
障がいのある人や高齢者を対象とした暮らしやすい住まいづくりについての相談支援を行い、住宅のバリアフリー化を推進します。
- 道路等のバリアフリー化の推進
ハートビル法や鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、道路などのバリアフリー化を推進します。
- 移動手段の確保
障がいのある人が行きたいところへ自由に外出ができるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や、公共交通機関の利用が困難な人への車両による移送サービスの充実を図ります。
- 災害時の対応について
災害発生時には、それぞれの障がい特性に応じた対応が必要になってまいります。要援護者台帳の整備等を進めその体制が早期に確保できるように取り組みます。

3. 相談支援

第2章の総括の中で、江府町の傾向のひとつにサービス利用促進がありました。この課題のみならず、今後の江府町の障がい福祉サービスの発展のカギを握るのは相談支援であると考えられます。

現在、鳥取県西部地区の9つの市町村が相談支援事業を指定相談事業所5か所に委託契約をしています。この体制をさらに強化してまいります。また、成年後見制度を始めとする権利擁護や障がい者虐待防止の観点を踏まえ施策を展開します。

【施策の方向】

●生活支援体制の整備

ケアマネジメントの推進と相談支援体制の充実を図ります。とりわけ計画相談を取り扱う特定の相談支援事業所が町内にできるように参入事業者の促進・支援をします。また、当事者・家族による活動を支援します。

●権利擁護（成年後見制度等について）

権利擁護（成年後見制度）に関する情報の周知とサポート体制の充実を図ります。

●障がい者虐待防止について

平成23年6月17日に障害者虐待防止法が成立しました。このことについて法に則り、啓発、早期発見、早期の対応、その後の支援を進めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業所	0	1	1

4. 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療ができるよう、保健・医療サービスの適切な提供の充実を図ります。

また、江府町総合健康福祉センターには江尾診療所と福祉保健課があります。医療と保健と福祉が一体で動けるように連携をとっています。この連携は江府町の保健・医療・福祉の根幹を担っています。これをさらに発展させ、身体・知的・精神・発達などの障がいに速やかに対応できる体制を整えていきます。

そして第2章でもありました、急増するこころの病気についても積極的な対策を推進します。

【施策の方向】

●障がいの原因となる疾病等の予防・治療

妊産婦の健康教育や健康指導、健康診査等の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療を推進します。

●障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいの軽減や重度化・重複化の防止のため、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供が行われるよう、相談支援体制の充実や医療機関等との連携体制の強化を図ります。また、生活機能を維持・改善するため、機能訓練事業の充実を図ります。

●精神保健施策の充実

従来の保健師を中心とした活動に加えて、地域における心の健康に関する相談やカウンセリング等の提供機会の充実を図り、“心の健康づくり”を推進し、精神疾患の早期発見に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
妊婦健診	17(人)	17 (人)	17 (人)

5. 雇用

障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、働くことによって経済的な自立と社会への貢献という社会参加が促進されるよう、働く場・機会の充実と拡大を図ります。

【施策の方向】

●雇用の促進と就労機会の拡大

町内の企業に対する啓発活動等を充実させ、障がいのある人の雇用促進を図ります。また、町から民間企業等へ業務委託を行う際に、その内容に応じて障がいのある人が働く福祉就労施設等への委託を検討します。

●福祉的就労の充実

障がいのため一般就労が困難な人へ向けた福祉的就労の充実のため、町内の社会資源の充実と運営体制の強化を支援します。

●就労支援体制の整備

公共職業安定所や就労生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労に関する相談支援や就労訓練が適切に行えるよう体制の整備を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉的就労の拠点	0	0	1

6. コミュニケーション

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ること・発信することが困難な場合があります。障がいの特性に配慮したコミュニケーション支援体制を充実させていきます。

また、障がいの有無にかかわらずお互いの立場や気持ちを理解し、人権や個性を尊重したまちづくりを目指します。

【施策の方向】

●コミュニケーション支援体制の整備

聴覚障がいのある人への手話通訳者等の派遣体制の整備を図り、多くの利用につなげていけるよう広く周知できるよう広報を充実します。

●交流の場・ネットワークづくりの推進

既存の公共施設などを活用した、気軽に集える居場所（拠点）づくりや、当事者間や支援者間のネットワークづくりを推進します。

●地域交流の推進

お互いに理解を深め合うことができる“場”づくりに取り組みます。

	H27	H28	H29
コミュニケーション支援	1	1	1
当事者ネットワーク	1	1	1

7. 情報

江府町では障がいの程度が2極化しており、軽度の障がいのある方も増加しています。

だれもが住みよいくらしを送るためには、お互いのことを理解し、尊重しあう関係性が必要となります。そのためにも正しい障がいへの理解が必要となります。障がいの理解を深めるために情報発信や交流の推進を図ります。

【施策の方向】

●多様な情報媒体の活用推進

広報誌・行政無線・インターネットのホームページ等の様々な情報提供手段の活用を推進します。

●啓発・広報活動の推進

障がいに関する正しい知識について、広報誌やインターネットのホームページ、ポスター掲示やリーフレットなどを積極的に活用し、周知を行います。

また、サービスの利用促進に向けて情報発信・啓発に取り組みます。

福祉教育という観点では、地域の人権学習会などの地域での学習の場を通じて相互理解と相互尊重の意識を高めていきます。

●福祉教育等の推進

交流教育の実施などを通じて、障がいや障がいのある方に関する正しい理解を深める福祉教育の充実を推進します。

●地域交流の推進

以上の広報活動に加えて、相互理解を深め合うことができる“居場所”づくりに取り組みます。

8. 教育

障がいがある子どもに関しては、就学前後で把握の方法を分けています。就学前に関しては乳幼児健診等や赤ちゃん訪問等の保健師活動、保育園との連携により就学前の状況に関しては把握して、療育センターなど必要なサービスへとつなぐ役割を保健師とともにしています。また就学後は教育委員会と連携を取り、人数の把握のみならず必要な場合は要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）へ連絡をしております。

そして、障がいのある子どもの全体像の把握のために、幼・小・中の関係者、福祉保健課、教育委員会で「保小中特別支援教育連絡会」を年に3回開催し、情報交換や協議を開催しています。

今後、このような連携の形をさらに発展させ、障がいのある子どもが、将来に向かって自分の能力や可能性を最大限に生かせるよう、発達段階に応じた教育や療育体制の整備を図ります。

【施策の方向】

●一貫した相談支援体制の整備

福祉保健課やその他の機関が把握している情報や取り組みが適切で十分な形でサービスに繋がっていくために、障がいのある子どもの発達段階や障がいの特性に応じて、関係機関が適切な支援を行えるよう、乳幼児期から学校卒業後まで、関係者間の連携を強化し、一貫した相談支援体制の整備を推進します。

●療育体制等の整備

鳥取県立総合療育センターをはじめとする各療育機関との連携を強化し、地域の療育体制の整備を図ります。また、児童デイサービスなどの早期療育の場の確保に努めます。

●放課後活動の場の確保

放課後こども教室における障がいのある子どもの受け入れ体制整備など、放課後や長期休暇中に活動する場の確保を検討します。

●施設のバリアフリー化の促進

学校や保育所が、障がいのある、ないにかかわらず全ての子どもにとって適切な環境となるよう、施設のバリアフリー化に向けた整備を促進します。

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

基本目標で掲げたそれぞれの目標を踏まえて、障がいのある方が地域生活に移行し自己決定に基づく自立生活を営むために、8つの施策を展開していきます(※*)。

施策を展開する上では地域の理解や協力が必要なのは地域の理解・協力です。障がいのある方、サービス事業者、関係機関、家族さん、地域住民、行政が理念を基に一体となった協力・連携の構築が求められます。

また、町内だけでなく他市町村との連携も必要となってきます。県や西部9市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町）と地域間連携を進めていきます。

そして、この9市町村とサービス事業者や相談支援事業所等で構成している鳥取県西部自立支援協議会とも連携を取ります。この鳥取県西部自立支援協議会では、障害福祉計画の進捗管理と調整の役割を担っています。また自立支援協議会では、相談支援の中核的役割を担うこととなっています。

計画の推進体制として、県や鳥取県西部9市町村との連携、関係機関や障害のある方や地域の皆様への理解を得たうえでの協働、鳥取県西部自立支援協議会での進捗管理と調整、この3つを推進体制の軸にしていきます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての障がいのある方を支援していくためには、町民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。町のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

3. PDCAサイクルによる推進・管理体制

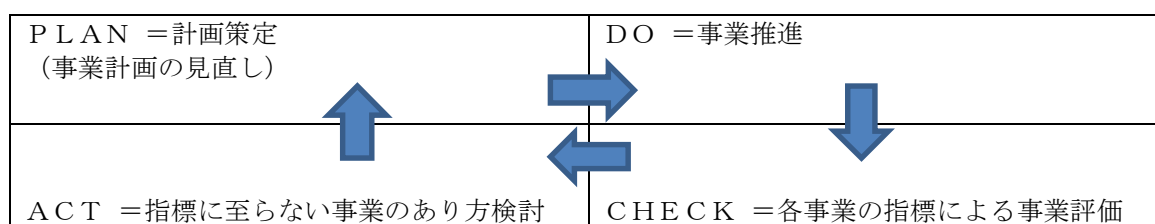
本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル(※)による推進体制が不可欠となります。

江府町では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。

※PDCAサイクルとは…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する。

【江府町障がい福祉計画にかかるPDCAサイクル】



<※ i >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条及び第 89 条
(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

<※ ii >

国の指針

基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。（平成 18 年 6 月 26 日告示）

障害福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

県の目標

①施設からの移行

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者数の33.0%が地域生活へ移行することとするとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から19.7%を削減することとして、目標値を設定します。

②就労支援

平成26年度中に一般就労に移行する者の数を、平成17年度において福祉施設を退所し一般就労へ移行した実績(12人)の5.3倍(64人)とすることを引き続き目指します。

なお、就労移行支援事業を利用する者及び就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合については、それぞれの事業についての現在の県内の整備状況を考慮し、各市町村が見込む利用者を基本として定めることとしました。

iii 江府町総合計画(後期分)について

江府町総合計画については後期分が平成27年度に終了いたします。これにともない平成28年度以降は総合計画に代わる「江府町未来ビジョン(仮称)」の策定を現在検討中です。平成28年度以降はこの「江府町未来ビジョン(仮称)」を上位計画として本計画との整合性を図ります。

<※vii>

日常生活用具について

障害者総合支援法第77条の6

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

<※v>

地域移行とは

生活の場が施設から地域に代わるということではなく、**自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保すること**です。さらに、地域移行は地域生活に移行するまでの過程のみをさすのではなく、障がいのある人が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことを支援し続けることです